

頑張れ店長

大阪の放火事件を教訓に

9月1日は「防災の日」です。

関東大震災（1923年）が発生した日で、1960年に制定されました。この日はまた、台風の襲来が多い「二百十日」にもあたり、地震や火災に限らず水害や暴風雨などあらゆる災害に備えるという意味が込められ、防災訓練を行うことが多いのです。そこで、ホールはどんな防災体制をとり、どのように実施しているのか、各地の店長さんたちに聞きました。

即座に電源全て落とす

「毎年、9月1日前後に防災訓練を行っています。営業中はできないので、朝の開店前に行っています。営業中に火災が発生したという想定で、スタッフたちは、①消防署に通報する、②火元を特定して消火活動をする、③お客様に火災発生を知らせて避難誘導をする」の役割を分担して実施します。お客様が遊技を即座にやめて避難するように遊技機の電源をすべて

落としますし、火災で停電することがあるので避難誘導はハンドマイクを使って行うことにしています。実際にお客様がいけないところで避難誘導するのでやや緊張感に欠けますが、本番でも慌てないように心がけています」（関東・A店長）

A店長の店が避難訓練に力を入れるようになったきっかけは、2009年7月に大阪のホールで起こった放火事件です。4人が亡くなり、19人が重軽傷を負うという大惨事となりました。それを機に消防庁は全国の消防署に管内のホールを緊急点検するように指示しました。A店長の店も立ち入り検査を受けて多くの改善指導を受け、それから消火設備の定期点検や避難訓練などを実施しているそうです。

仕事が多い防火管理者

「うちのチェーン店では店長が防火管理者を務めることになっています。消防署で甲種防火管理者の

講習を受けて資格を取得し、その後も5年ごとに再講習を受けます。

防火管理者は消防計画を作成して消防署に提出し、消火設備の点検、自衛消防隊長の任命、

消防訓練を行うなど仕事は多いです。そもそもホールは木材でつくられた島、樹脂部品が多い遊技機など燃えやすい環境なので、2年前に放火された大阪のホールは、あつという間に燃え広がったそうです。消防訓練は、素早い消火活動とお客様の避難誘導に力を入れています」（中

部・B店長）

ちなみに、防火管理者には「甲種」と「乙種」があり、ホールのように不特定の人が出入りする建物で、収容人員が30人以上、かつ延べ床面積が300平方m以上だと、甲種防火管理者の資格を持った者が防火管理者になることが義務づけられています。ちなみに、甲種は2日、乙種は1日の講習でそれぞれ資格を取得できます。効果測定もあり

店長からの投稿

子どもが車内に置き去りにされて亡くなる事故が今年も起こってしまいました。同業として残念です。

うちでは毎年4月から10月まで車内事故防止のために駐車場巡回を行っています。「警備係」の腕章を巻いたスタッフが2人1組になって、駐車している車の中を1時間おきに見回っています。スモークガラスは中が見えにくいので、懐中電灯の光を当てて確認しています。また、車内に子どもを置いている場合、ホールの駐車場ではなく付近の路上などに停めていることもあるので、周辺の路上に駐車している車の中も見て回っています。今年も子どもの置き去りを1件発見したので、店内放送で親を捜し出し、厳重注意のうえ帰宅してもらいました。巡回で車上荒らしを発見し、警察に引き渡したこともあります。お手柄のスタッフには、会社が金一封を出すので、みな張り切って巡回しています。（関東・店長）

置き去りを発見 親捜し帰宅させる 車上荒らしも逮捕

ますが、合格はそれほど難しくはない、そうです。

気合い入れて避難訓練

「わが社はマネージャになると甲種防火管理者の講習を受けて資格を得ることになっていますが、実際に防火管理者になるのは店長になつてから。そのため講習で習ったことはすっかり忘れていますが、本社の防災

解散し跡形も残らない「破産」 「民事再生」旧経営陣が再建計画 複雑で厳格な手続き「会社更生」

企業が手形や小切手の不渡りを6か月以内に2回出したら銀行取引停止処分となり、資金繰りも決済もできなくなって倒産せざるを得ませんが、どのように企業を整理するかという法的手続きが必要になります。

多いのは「破産手続」で、裁判所が選任した破産管財人が支払い不能または債務超過の状態にある企業の財産を清算することになります。通常、清算したら企業は解散して跡形も残りません。

それに対して「民事再生」は、手形の不渡りや支払不能に至る前に申し立てることが可能で、民事再生の手続が開始されても原則として経営陣は引き続き経営を行うことができます。そして企業は債権の調査手続などを行い、再生計画案を裁判所に提出し、債権者集会で再生計画案が可決され、裁判所がこれを認可したら再生計画が確定します。こうして企業再生の道を歩み出します。

これと似た再建型の倒産制度に「会社更生」がありますが、企業の経営権は裁判所が選任した更正管財人に引き継がれ、旧経営陣は退任することになります。比較的大規模な会社を想定してつくられた制度で、民事再生に比べて複雑かつ厳格な手続となっています。そのため、民事再生は半年程度で再建計画が裁判所に認可されるのに対し、会社更生は数年かかることが珍しくありません。

最近の業界関係では、ホールへの人材派遣や飲食店運営を行っていたゼスト(石川県金沢市)は約7億円の負債を抱え、今年5月に金沢地裁から破産手続の開始を認められました。また、ホール運営やゴルフ場運営する双葉繊維工業(群馬県太田市)は今年4月、東京地裁に民事再生を申請して認められています。

(監修・日遊協顧問弁護士 堤義成、同 岩本康博)

担当者のアドバイスで消防署に提出する消防計画をつくり、代々受け継がれている防火設備などの点検マニュアルもあるので、それほど苦労しません。しかし、年に1度の避難訓練は気合いを入れて行います。本当に火災や地震が起こったらマニュアル通りにはいかなので、スタッフにはどんな事態になっても適切に対処できるようにシミュレーションをさせています」

(関東・C店長)

たとえば、避難を呼びかけても

お客様が席を離れなかつたらどうするか、入り口付近で火災が起こつたらどこを通って避難させるか、男性スタッフしかいないときに女性トイレ内の確認をどうするか、などを考えさせるそうです。

「毎年、9月の防災の日の前後の週末に駐車場で消防訓練を行っています。地元の消防署と町内会に協力いただき、地域の住民に集まってもらい、煙の中を這いながら避難したり、実際に燃えている火をめぐって消火器を吹き付けたり、

子ども向けに防災クイズをやったりして、毎年恒例の行事になりつつあります」(関東・D店長)

ちなみに、子ども向けの防災クイズは○×式で、「エレベーターの中で地震にあつたら1階のボタンを押す(×/最寄りの階に止まる)」、「火事が起こつたら、まず火を消す(×/まず大声で「火事だ」と叫ぶ)」といった内容だそうです。

玉積みで毎回注意

「1、2年ごとに消防署の立ち入り

検査があります。防災会社のアドバイスを受けて、消防計画を作成し、消防設備の点検や避難訓練を実施しているので大きな指摘はないのですが、それでも一部の消火器の使用期限が切れているとか、避難路に玉箱が積み上げられていて障害になるなどの点を改善指導されます。玉箱の積み上げはパーソナル計数機にでもしないと解決できないので、毎回のよう指導を受けます。多くのホールも共通する問題だと思つのですが…」(中部・E店長)

E店長の会社ではパーソナル計数機を順次導入することになっていますが、E店長の店は数年先になるといいます。それまでは消防署が立ち入り点検を受けるたびに玉積みに関して厳しい指導が続きます。

消防署の立ち入りで消防設備や避難路確保などの不備があれば文書で改善指導を受けます。改善指導に従わなかったために被害を大きくした場合は、業務上過失致死傷などの刑事責任を問われることがあります。

万が一の場合にお客様とスタッフの生命を守るために、改善指導を受けたら速やかに改善していただきたいものです。